

様式第五号（第八条の三十八関係）

（表面）

措置内容等報告書

年 月 日

川口市長 様

該当事由について以下の通り。

- ①情報処理センターから「期間内に報告されていない」旨の通知を受けた場合
②報告に虚偽記載があった場合
③収運・処分事業者側で事業が困難又は事業範囲が変更となった場合
④収運・処分事業者の許可が取り消された場合

すべて記載することが出来ない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。他の項目も同じ。

規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	日	①2026年4月5日 ②2026年4月9日 ③2026年5月10日
	月 日	①2026年4月5日 ②2026年4月9日 ③2026年5月10日
	登録番号	①01234567895 ②12345678905 ③23456789015
運搬又は産業廃棄物の種類		1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず）
運搬又は産業廃棄物の数量		① ○市××町□□番△△号 5m ³ ② ○市××町□□番△△号 15m ³ ③ ○市××町□□番△△号 20m ³
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第10項の規定による通知を受けたとき（ 年 月 日） ② 法第12条の5第5項の規定により通知を受けた同条第3項又は第4項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき（ 年 月 日） ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき（ 年 月 日） ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき（ 年 月 日）
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	〇〇株式会社
	住所	〇〇市××町□□番△△号
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		情報処理センターから「定められた期間内に処分業者から報告がなされていない」旨の通知を受けた。処分業者に確認したところ、処分完了の登録を失念していたとのこと。

複数ある場合は、発生場所ごとに記入すること。

(裏面)

△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	処分業者に速やかに登録するよう求めた。 措置済みでない場合は、具体的な措置計画を必ず記載すること。
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第3項又は第4項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(日本産業規格 A列4番)